



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 被災者支援の特例法案

### 津田議員 早くも議員立法を提出

「仲間の声」をいち早く法案化

11月12日、議員となって110日目を迎えた津田弥太郎参議院議員が、今年の一連の台風、集中豪雨や新潟県中越地震による被災者支援を目的とした臨時特例法案「平成16年に被災した自動車に係わる自動車重量税の還付の特例に関する法律案」を、議員立法として提出しました。

この法案は、水没など災害により廃車を余儀なくされた自動車について、車検時に納めた自動車重量税を車検の残存期間に応じて還付しようというもの。津田議員が中心となって法案を取りまとめ、民主党として今国会での成立をめざし、法案提出の運びとなったものです。

津田議員がこの法案作りをしたきっかけは、JAM新潟・コロナ労組の組合員からの要望でした。それには、7月の水害による被害で通勤用自動車の買い換えを余儀なくされ、「税金の二重払い」状態となっている窮状が訴えられていました。

まさに、組合員の小さな声を国政の場に反映

させる、津田議員の活動が精力的に進みつつあります。

地方では足がわり

津田議員は、提案者の一人として国会内で記者会見を行い、「民主党は、主に住宅を対象とした『被災者生活支援法案』を提出しました。これは、いわば柱です。私はこの法案を補完する形で、今回法案を提出しました。来年1月1日から施行されるリサイクル法では、所有者の責めに帰すべき理由で自動車を廃車にしても、その残存期間に応じて自動車重量税が還付されません。ところが今回の台風や地震で被災した方々は、災害がなければ廃車にする必要はないのに、廃車にした場合、自動車重量税は還付されません。地方では、自動車は生活必需品、足がわりです。1月1日まで待って廃車にするということではできません。ほんの一部かもしれませんが、被災者の支援ができることを望みます」と力強く語りました。

#### 【法案の立案過程で、党内の合意を得るために提出した要望書】

民主党代表 岡田克也 殿

要 望 書

参議院議員 津田弥太郎

去る7月新潟・福島地方を襲った未曾有の集中豪雨により、自動車通勤をしている多くの方の自動車が泥水に水没、修理不能となり、廃車を余儀なくされました。廃車の手続きの際、車検時に支払った自賠責保険料については、月割り計算により、残額が所有者に戻されますが、自動車重量税については、税の性格が権利創設税のため、仮に車検後1ヵ月で廃車しても、返金は一切ありません。

(自動車重量税額は、車検期間2年の乗用車の場合、1~1.5トン車で37,800円、1.5~2トン車で50,400円です)

その後、被害者の多くは、通勤の必要性から新たに自動車を購入いたしますが、その場合にも自動車重量税は、上記の満額を支払うこととなります。

こうした取扱いは、税の徴収側の視点に立てば別として、納税者の視点に立つ場合、所有者の故意過失による廃車や所有者の任意による廃車のように、車検期間中自動車を走行できる権利を放棄したことに関し、自己の責任が問われる場合は致し方ない面はあるものと考えます。しかし、今回のように、予期せぬ天災により、所有者に落ち度がなく廃車を余儀なくされた場合、他にも多方面での被害を受けている者が、自動車重量税の“二重払い”を課せられることは、感情論でも納得し難く、また、上記の金額負担は経済的にも過酷です。実際に、私のところにも、多くの悲鳴の声が寄せられているところです。

今回のように激甚災害指定を受けた天災を原因として、廃車と買い換えを余儀なくされた場合に、自動車重量税に関し、残期間に応じた何らかの特例措置が取り得ないものか、党内でのご検討を御願ひする次第です。何卒よろしく御願ひ申し上げます。